平成２３年（フ）第３７５号
兵庫県西宮市石在町５番16号
債務者　浦川　　章
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３８４号
兵庫県芦屋市朝日ケ丘町６番８―504号
債務者　汐野　典子
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４４３号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番31―1054号
債務者　片山万登香
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１６６号
大分市大字寒田605番地の２、破産申立時の住所大分市大字畑中897番地　あざみ荘202
債務者　木坂　洋子
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２０５号
宮崎市村角町萩崎2692番地１
債務者　三浦　和則
1　決定年月日時　平成23年６月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１００号
宮崎県日向市美々津町1434番地１
債務者　橋口喜美子
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第１０１号
宮崎県西臼杵郡高千穂町大字上野134番地２
債務者　北原　伸枝
1　決定年月日時　平成23年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第１０２号
宮崎県日向市大字平岩159番地１
債務者　児玉　清文
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第９１号
長野県須坂市大字小河原3388番地12
債務者　中村　智子
1　決定年月日時　平成23年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１２２号
兵庫県伊丹市瑞ヶ丘３丁目27番地２　エスポワール301号
債務者　高岡　重典
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第２２５号
兵庫県伊丹市南鈴原４丁目158番地
債務者　渡辺　光章
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第３９９号
兵庫県尼崎市水堂町４丁目３番20―115号
債務者　牧野美知子
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４８６号
兵庫県尼崎市南塚口町３丁目11番16―305号
債務者　永藤　良子
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４７号
山口県宇部市大字際波1005番地５、旧住所山口県宇部市大字際波436番地90
債務者　藤村　啓生
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第１８５号
北九州市小倉北区大手町16番２―1213号
債務者　加藤美佐緒
1　決定年月日時　平成23年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３５６号
北九州市八幡西区三ヶ森３丁目14番14―501号
債務者　板谷　義憲
1　決定年月日時　平成23年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３６９号
北九州市八幡西区木屋瀬２丁目32番１ー305号
債務者　清水　和雄
1　決定年月日時　平成23年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部